

令和2年12月8日

従業員の皆さまへ

平成28年1月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が実施されているところですが、昨年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が示され、政府全体として「安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る」とされました。

つきましては、従業員の皆さま方におかれましても、マイナンバーカードの取得と利活用についてご理解をいただくようお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの取得促進に関するリーフレット等が作成されておりますので、ご案内します。

[まだマイナンバーカードをお持ちでない方へQRコード付き交付申請書が順次送付されます！](#)

[ポスター「これからは手放せないマイナンバーカード」](#)（PDF形式）

[リーフレット「メリットいっぱいマイナンバーカード」](#)（PDF形式）

[リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」](#)
（PDF形式）

[リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」](#)（PDF形式）

[リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」](#)（縦）（PDF形式）

[リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」](#)（横）（PDF形式）

[リーフレット「マイナポイントがもらえる」](#)（PDF形式）

[リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」](#)（PDF形式）

防衛省近畿中部防衛局総務課 電話（代表）06-6945-4951 近畿中部防衛局京都防衛事務所 電話 075-812-1887
--